

広島県教育委員会規則第五号

広島県立中学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月二十八日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県立中学校学則の一部を改正する規則

広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前						
(生徒の定員) 第二条 (略)						(生徒の定員) 第一条 (略)						
校名 広島県立 広島中学 校 (略)	年	第一学	第二学	第三学	計	校名 広島県立 広島中学 校 (略)	年	第一学	第二学	第三学	計	
		人	人	人				人	人	人		人
		一四〇	一四〇	一四〇				一六〇	一六〇	一六〇		一六〇
		人	人	人				人	人	人		人
	七〇人	七〇人	七〇人	二二〇人	八〇人		八〇人	八〇人	二四〇人			

附 則

(施行期日)

第一条 この教育委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この教育委員会規則による改正後の広島県立中学校学則第二条の規定にかかわらず、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における広島県立広島中学校及び広島県立三次中学校の生徒の定員は、次の表の期間の区分に応じ、それぞれ定める定員とする。

期 間	校 名	定 員			
		第一学年	第二学年	第三学年	計
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	広島県立広島中学校	一四〇人	一六〇人	一六〇人	四六〇人
	広島県立三次中学校	七〇人	八〇人	八〇人	二三〇人
令和九年四月一日から令和一〇年三月三十一日まで	広島県立三次中学校	七〇人	七〇人	八〇人	二二〇人